

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 第1次回答

管理番号	109	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大(旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金の追加)

提案団体

大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、外務省

求める措置の具体的内容

地方自治法 243 条及び同法施行令第 158 条の規定は、歳入歳出外現金について、地方公共団体から私人への徴収又は収納の事務の委託を認めていないところ、旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金について委託を可能とするよう、関連法令(地方自治法、旅券法や関係する施行令等)の改正を求める。

具体的な支障事例

旅券法に基づく旅券発給等の事務について、大阪府では、大阪府のパスポートセンターの他、事務処理特例制度により、市町村へ権限移譲した上で執行している。

同事務を市町村にて執行する場合、旅券法第 20 条第 2 項に基づき、大阪府手数料を市町村窓口において徴収する必要がある。本府においては、現在は大阪府証紙を用いて徴収しているが、平成 30 年 9 月末をもって、同証紙の廃止を予定している。それに伴い、平成 30 年 10 月以降は、市町村窓口において、現金による手数料の徴収が必要となり、同徴収事務を旅券発給等の事務と一体的に、事務処理特例制度による市町村への権限移譲事務として執行予定である。

また、旅券発給等を取り扱う市民課・住民課の事務については、現在多くの市町村において、窓口の民間委託を実施しているところ。

しかしながら、市町村が大阪府手数料の徴収事務を執行する場合、市町村においてその取扱が「歳入歳出外現金」となることから、同徴収事務は、地方自治法 243 条及び同法施行令第 158 条によると、私人への委託が不可となっている。(総務省へ確認済)

その結果、同徴収事務のみ、民間委託からは除外し、市町村職員が処理、または申請者に市町村指定金融機関において納付いただく等による対応が必要となり、業務の効率化や住民の利便性の面で課題となっている。

また、国が定める「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、業務改革等の推進として「窓口業務の民間委託の全国展開を進める」としている中で、現在の状況は、窓口委託の促進の妨げとなりかねない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事務の効率化や住民の利便性の向上等が可能となる。

また、窓口業務の民間委託が促進される。

根拠法令等

- ・地方自治法 243 条
- ・地方自治法施行令第 158 条
- ・旅券法第 20 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

○当市は申請や受付等の窓口業務を委託しているが、徴収・収納事務は切り離して業務をせざるを得ない状況である。

各府省からの第１次回答

【総務省】

本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第 227 条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。

なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として支出すべきと考える。

【外務省】

本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第 227 条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。

なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として、支出すべきと考える。

また、旅券法第 20 条第 2 項は、都道府県は、条例で定めるところにより都道府県の手数料を徴収することができる」と規定しているが、旅券法及び旅券法施行令において、旅券の発給等の処分の申請をする者から都道府県が徴収する都道府県の手数料の徴収に係る事務及びその処理又はその方法に関して何ら規定を置いていないところ、一部の都道府県において、当該都道府県知事の権限に属する一般旅券に関する事務の一部を、条例による事務処理の特例により、一部又は全部の市町村長に対して事務権限を配分することを前提として、当該市町村が行う事務に関する規定を旅券法令において設けることは、旅券法令の範ちゅうを超えており、困難である。